

裏 面

産業標準化法 (昭和24年法律第185号) (抄)

## 第 2 9 条

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 3 第 1 項 の 規 定 に よ る 立 入 検 査 の 権 限 は 、 犯 罪 捜 査 の た め に 認 め ら れ た も の と 解 釈 し て は な ら な い 。
- 第64条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、登録試験事業者の対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に登録試験事業者の事務所に立ち入り、その業務に関し、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
- 2 第 2 9 条 第 2 項 及 び 第 3 項 の 規 定 は 、 前 項 の 規 定 に よ る 立 入 検 査 に つ い て 準 用 す る 。
- 第73条 主務大臣(前条第3項及び第4項の規定により経済産業大臣が主務大臣となる場合に

次条から第76条までにおいて同じ。) は、機構に、第57条第1項の登録に関する事 第59条第1項(第66条第2項において 準用する場合を含む。)の登録の更新に関する (これらの 事務、 第60条第2項及び第61条 規定を第66条第2項において準用する場合を )の規定による届出の受理に関する事務 、第63条の規定による登録の取消しに関する 第64条第1項の規定による報告徴収及 事務、 び立入検査に関する事務、 第66条第1項の登 録に関する事務、同条第3項の規定による登録 の取消しに関する事務、同項第3号の規定によ る報告徴収に関する事務、同項第4号の規定に よる検査に関する事務並びに第71条の規定に よる公示に関する事務(同条第6号及び第7号 に係るものに限る。)を行わせるものとする。

- 第80条 次の各号のいずれかに該当する者は、 30万円以下の罰金に処する。
  - 二 第29条第1項、第35条第1項から第4項まで、第54条第1項若しくは第64条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者